

○ 従来、ガス事業法に基づいて、旧一般ガス事業者による小売供給が独占的に認められてきた都市ガス事業分野については、平成7年以降、小売供給への参入が段階的に自由化され、平成29年4月の小売全面自由化により、一定の保安基準等を満たし、経済産業大臣による登録を受けたガス小売事業者であれば、本業の業種や地域にかかわらず自由に新規参入することが可能となった。

○ しかしながら、都市ガス小売価格の低下や商品・サービスの選択肢の拡大といった自由化により期待されるメリットを需要家（一般消費者・事業者）が享受するためには、単に制度上自由化されただけでなく、ガス小売事業者の新規参入や、新規参入が生じている場合におけるガス小売事業者間の公正かつ有効な競争が妨げられないことが重要。

○ 小売全面自由化後の都市ガス小売分野の競争状況を把握するとともに、都市ガス小売分野への新規参入やガス小売事業者間の公正かつ有効な競争を確保する観点から、都市ガス事業分野全般にわたって制度や取引慣行についての課題を把握するため、調査を実施。

現状

- 平成29年4月の都市ガス小売全面自由化以降、東京ガス及び周辺の中小旧一般ガス事業者の供給区域、東邦ガス、大阪ガス及び西部ガスの供給区域等において、小売分野への新規参入がみられるが、それ以外の地域においてはみられない。
- 現状、多くの新規参入者にとって、参入先の卸売事業者（旧一般ガス事業者、旧一般電気事業者等）から都市ガスを卸調達することが事実上唯一の選択肢。
- また、自社で液化天然ガス（LNG）を調達できる新規参入者にとっては、他事業者のLNG基地を利用し、都市ガスの製造を委託することも可能であるが、その利用申請実績は僅か。
- その他、スイッチング手続や託送供給約款について、新規参入促進の観点から改善の余地。
- 小売分野への新規参入がみられる地域においては、既存事業者である旧一般ガス事業者と新規参入者との間での競争が生じているとみられる。しかし、旧一般ガス事業者による既存顧客の囲い込みにつながるおそれのある取引慣行がみられるなど、競争上の懸念が生じている可能性。
- また、新規参入者からは、一般ガス導管事業者（旧一般ガス事業者の導管部門）が設定する託送料金の水準が高く、参入できない地域があるとの指摘。

新規参入促進の観点からの基本的な考え方

- 小売分野への新規参入促進の観点からは、卸調達が不当に妨げられないよう、卸調達環境の改善が重要。
- LNG基地の第三者による利用環境の改善が重要。
- スイッチング手続や託送供給約款についても所要の対応が必要。

小売分野における公正かつ有効な競争の観点からの基本的な考え方

- 旧一般ガス事業者と新規参入者との間で公正かつ有効な競争が確保されることが重要。
- 託送料金は、新規参入者が旧一般ガス事業者の小売部門と同等に競争できないような水準であってはならず、また、旧一般ガス事業者の導管部門から小売部門への内部補助が防止されることも重要。

卸調達面における課題

以下の理由により、卸売事業者と新規参入者との間の協議に委ねるだけでは、新規参入者による卸調達は進まないおそれ。

- ✓ 卸売事業者が新規参入者に対して積極的に卸供給するインセンティブが期待しにくい（自社小売部門との競合関係への配慮）。
- ✓ 卸売事業者の選択肢が少なく（1～2社）、卸供給条件（相対取引）は通常公開されないため、新規参入者が卸売事業者から提示される卸供給条件の適正性を確認することは難しく、卸売事業者に対する交渉力を持ちにくい。
- ✓ 新規参入が困難になるような水準で卸価格を設定している事例（卸売事業者の小売部門による小売価格と同水準）。

望ましい対応

経済産業省は、卸売事業者（旧一般ガス事業者）に対し、新規参入者への自主的な卸供給を要請することとしており、当面、その取組が適切に機能することが期待される。ただし、それだけでは効果が不十分な場合には、以下の仕組みも検討することが考えられる。

- 行政機関等による相対取引の実績に係る情報の定期的な公開
- 卸取引所の創設
- 卸供給条件について内外無差別規制の導入

独占禁止法上の考え方

■ 卸売事業者が、卸価格を自社小売部門の小売価格と同水準に設定するなどにより、新規参入者が自己から卸供給を受けることを断念せざるを得なくさせ、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

LNG基地の第三者利用における課題

- ✓ 新規参入者から、基地利用料金の水準が高く、LNG基地の設備余力も不透明であり、LNG基地を利用しづらいとの指摘。

望ましい対応

- 行政機関等による、基地利用料金の水準や設備余力に係る情報開示内容の検証
- 必要に応じて、検証の実効性を高めるための製造部門と小売部門の会計分離

独占禁止法上の考え方

■ LNG基地事業者が、基地利用を検討中の新規参入者に対し、情報を不当に開示せず、過大な費用負担を課すといった行為により、基地利用を事実上拒絶し、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には独占禁止法上問題となるおそれ。

その他の課題

- ✓ FAX、郵送、電話等、システム化されていないスイッチング手続等の煩雑さ、一般ガス導管事業者（旧一般ガス事業者の導管部門）ごとに異なるシステムの仕様。
- ✓ 託送供給約款により、複数のガス消費機器を導入しており、機器に接続する内管も独立しているなどの需要家についても、ガス小売事業者は1社のみに制限。

望ましい対応

- 経済産業省がスイッチング業務標準化のためのマニュアルを策定・公表し、事業者へ周知しているのは望ましい方向であり、今後の事業者へのフォローアップが重要。

望ましい対応

- 技術面・保安面の問題が生じない場合には、託送供給約款を柔軟に運用し、必要に応じて約款の見直しも検討することが望ましい。

独占禁止法上の考え方

■ 一般ガス導管事業者が、一需要場所における複数のガス小売事業者への託送供給について、技術面や保安面の問題が生じないにもかかわらず、不当にこれを拒否し、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

中途解約補償料付きの長期契約に係る課題

✓ 旧一般ガス事業者による高額な中途解約補償料や、中途解約補償料と「尺取営業」「包括営業」とを組み合わせた契約形態により、新規参入者による需要家の獲得が困難になっているおそれ。

独占禁止法上の考え方

■ 旧一般ガス事業者が、不当に高い中途解約補償料や、「尺取営業」「包括営業」といった契約形態と組み合わせることにより、新規参入者へのスイッチングを不当に妨げ、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

消費機器のメンテナンス契約に係る課題

✓ 旧一般ガス事業者が、新規参入者から都市ガスの小売供給を受けようとする需要家に対し、機器のメンテナンス契約について不利な条件を適用することにより、新規参入者による需要家の獲得が困難になっているおそれ。

独占禁止法上の考え方

■ 旧一般ガス事業者が、新規参入者から小売供給を受けようとし、かつ、機器のメンテナンス契約の継続を希望する需要家に対して、メンテナンス契約の継続を拒否する又は契約条件を不利に扱うこと等により、新規参入者へのスイッチングを不当に妨げ、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

導管敷設工事に係る課題

✓ 一般ガス導管事業者が、新規参入者から都市ガスの小売供給を受けようとする需要家の、内管工事の条件(工事費等)について、自社の小売部門が供給する需要家に適用される内管工事の条件よりも不利に設定することにより、新規参入者による需要家の獲得が困難になっているおそれ。

望ましい対応

● 導管等設備の工事、維持及び運用を独占的に行う一般ガス導管事業者の中立性は徹底されるべきであり、内管工事に係る取引条件(工事額等)の目安をより積極的に公開する仕組みを設けることなども考えられる。

独占禁止法上の考え方

■ 一般ガス導管事業者が、自社の小売部門以外のガス小売事業者から小売供給を受けようとする需要家の導管敷設等の内管工事に係る取引条件について、自社の小売部門の需要家と比べ不当に不利なものとすることにより、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には独占禁止法上問題となるおそれ。

託送料金についての課題

✓ 小売全面自由化後の託送料金原価の査定において一部ヤードスティック方式が採用されたが、託送料金の効率化の余地があった可能性。

望ましい対応

● 引き続き、経済産業省による一般ガス導管事業者の託送収支等の事後評価は厳密に行われる必要がある。また、同省では、今後、全ての託送料金原価の費目について、個別査定を行うこととしており、託送料金の低減が図られることが期待される。